［注１～注５　略］

注６　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

(4)　(1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　［略］

注７　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

［表略］

［(注１）～（注６）　略］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注８　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者（子会社を含む。）における株主の相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無		□有　□無
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

［注１～注５　同左］

注６　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

(4)　［同左］

注７　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注６）　同左］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注８　［同左］

ア　［同左］

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			